

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」  
 に対して提出された意見と総務省の考え方  
 （平成30年12月18日～平成31年1月21日意見募集）

提出件数 7 件（法人 4 件、個人 3 件）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
1	一般社団法人 全国陸上無線協会 会長 桂 靖雄	「改正案に賛成します。早期に、当該システムの実用化を図り、業務用無線のさらなる発展が図られることを期待しています。」 【理由】 音声重視の現行デジタルMCAシステムを高度化し、国際規格に則ったLTE方式を活用した技術条件をもとにした新たな制度は、今後の自営無線業界の発展が期待されるため。	本件の省令改正案等に係る賛成意見として承ります。	無
2	802.11ah 推進協議会 会長 小林忠男	【該当箇所】 （別添13）周波数割当計画（平成24年総務省告示第471号）の一部を変更する告示案 【意見】 高度MCA陸上移動通信用として、895-900MHz帯と940-945MHz帯を対として周波数割当を行うことに賛成します。 Society 5.0で実現する将来の社会は、IoTで全ての人とモノがつながることになり、これから更に発展するIoTへの周波数需要に対しては、現在の920MHz帯に加え新たな帯域の確保が期待されます。 このため、現在デジタルMCA陸上移動通信用として割り当てられている850-860MHz帯と930-940MHz帯については、できるだけ早期に周波数移行を行い、IEEE 802.11ahの国内利用を視野に入れた将来のIoTへの周波数需要に割り当てられる事が望ましいと考えます。	本件の省令改正案等に係る賛成意見として承ります。なお、高度MCAシステムへの移行により生じる周波数に関しては、意見募集の際に示したとおり、将来IoTなどに活用すべく、別途、新たな無線システムの技術的条件等について検討する予定です。	無
3	パナソニックシステム ソリューションズジャパン 株式会社	現行方式の800MHz帯デジタルMCAシステム（以下、現行システム）は、従来からの主なユーザであった運輸業だけでなく、近年は自治体等の防災利用や企業などのBCP利用などが増加しており、その利用局数は、特に自治体等の防災利用では3万局以上に上っていますので、当面は現行システムを維持したまま、LTE方式による高度化を図る今回の制度整備案について、賛成するとともに、現行システムのユーザの利用状況を踏まえ、移行にあたっては十分な期間を取ることが必要と考えます。 また、以下の記載につきましては、誤記と思われるので、今後の制度整備の際には修正をご検討ください。 1. 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）の一部を改正する省令案 【当該箇所】 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（第二条第一項第一号の十）	本件の省令改正案等に係る賛成意見として承ります。なお、システムの移行については、デジタルMCAシステムの利用状況や、新たな利用ニーズ等を踏まえ、別途慎重に検討を行う予定です。 また、ご指摘の修正点については、制度整備に反映させていただきます。	有

		<p>「(第二十五号の五から第二十五号の六及び第七十二号に掲げるものを除く。)」ではなく、「(第二十五号の四から第二十五号の六及び第七十二号に掲げるものを除く。)」</p> <p>2. 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部を変更する訓令案 【当該箇所】 電波法関係審査基準(別紙2第2の3(9)) 「ア 一般的審査(イ)免許人等のDの(b)」 「MCA制御局等の新たな設置を行う等」ではなく、「高度MCA制御局等の新たな設置を行う等」</p>		
4	無線LANビジネス推進連絡会 会長 北條博史	<p>【該当箇所】 周波数割当計画(平成二十四年総務省告示第四百七十一号)の一部を変更する告示案 【意見】 高度MCA陸上移動通信用として、895-900MHz帯と940-945MHz帯を対として周波数割当を行うことに賛成します。 無線LANにおいては、利用端末の飛躍的増大に伴い、現在の使用帯域である2.4GHz帯の逼迫、5GHz帯の利用拡大が進行しています。また、IoTの分野においても、自由度が高いアンライセンスである無線LANへのニーズは益々拡大していくと考えられ、更なる低消費電力、長距離カバレッジを実現するIEEE802.11ah規格の国内導入が進められています(2018年11月7日802.11ah推進協議会設立)。このため、現在デジタルMCA陸上移動通信用として割り当てられている850-860MHz帯と930-940MHz帯については、できるだけ早期に周波数移行を行い、周波数の逼迫、および無線LANによるIoTニーズへの対応に向け、周波数の割り当てを要望します。</p>	<p>本件の省令改正案等に係る賛成意見として承ります。なお、高度MCAシステムへの移行により生じる周波数に関しては、意見募集の際に示したとおり、将来IoTなどに活用すべく、別途、新たな無線システムの技術的条件等について検討する予定です。</p>	無
5	個人	<p>「総務省総合通信基盤局電波部移動通信課」が提唱している内容では、「デジタルMCAシステム(マルチチャンネルアクセス方式)」とは、非常災害時等に移動通信における800MHz帯での「周波数(Hz)」のチャンネルを「中継局(基地局)」から、割り当てる事と考えます。具体的には、「衛星通信(サテライトシステム)」における「3G(第3世代)」をベースとする構造で、「3GPP」での「GSM方式及びW-CDMA方式」から成る、「4G(第4世代)」での「OFDMA(直交周波数分割多元接続方式)」の「LTE方式」を導入したシングルキャリアから来る構造で有り、マルチキャリアの融合と考えます。例えばですが、「衛星通信(サテライトシステム)」における「ポート(入出力通信)」での「ファンクションコード(ソースコード及びチャンネルコード)」を融合し、データー通信を行う為のポートを切り替えを実施する事で、「エリア(セクター)」でのチューナーアンテナの構造が、高度化し付加価値の高い領域に成ると、私は考えます。要約すると、「制御系(コントロールユニット)」における「ガウスの法則、オームの法則、マクスウェルの法則、ラプラス変換」等が、融合されるCLR回路から成る、「電界(E)」での「電圧(V)」及び「磁界(H)」での「電流(A)」から来る、「電力(W) = 電圧(V) × 電流(A)」と考えます。「消費電力量(W/h) = 電力(W) × 時間(h)」ですので、「電源系(パワーユニット)」の構造が必要と考えます。試験及び実験の構造を上げる事により、収集が出来た「データー(数値)」から「分析(アナライザー)」する事で、「戦略(ストラテジー)」における構造が、明確に選定が出来ると考えます。</p>	<p>本件は、情報通信審議会からの答申を踏まえて作成した、デジタルMCAシステムの高度化に必要な、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等です。</p>	無

6	個人	<p>無理に答申を得たということだなぁ。 私の意見は実質書かれてない。やるのは勝手だが端末が増えなかったらどうする。</p> <p>役人は間違いを認めない。日本がこの四半世紀うまくいかなかった原因の一つだろうなぁ。役人は出世を求めて、どんなに間違っただ事実は覆い隠して、無理やりMCA無線のLTE化を進めるとのことだなぁ。</p> <p>さて、これで16万台より増えるかなぁということになるかなぁ。</p> <p>似たような通信方式でPS-LTEをやるようだなぁ。詳しくは、電波有効利用成長戦略懇談会報告書（平成30年8月）の142ページ付近にあるかなぁ。これは総務省が作ったものだからなぁ。</p> <p>一度読んでからにしたらいと思うかなぁ。</p> <p>この懇談会は元々規制緩和で電波有効利用成長戦略懇談会報告書（案）からは相当に後退させたものだがなぁ。よくあれで内閣府が納得したと思ってなぁ。</p> <p>担当者に聞いたら色々あったみたいだなぁ。</p> <p>要するにMCA無線とPS-LTEの2つ似たようなものができるということだなぁ。</p> <p>それでもやるならば「どうぞどうぞ」と言っておきたいなぁ。いかに日本の国の電波監理役人の無能さが分かると思ってなぁ。</p>	<p>PS-LTEについては、昨年8月に電波有効利用成長戦略懇談会においてとりまとめられた報告書を踏まえ、今後、その導入に向けて、国の関係機関等のニーズを把握し、基本的なコンセプトや機能・性能等について、検討を行う予定です。</p>	無
7	個人	<p>マスコミの偏向報道の実態にテレビや新聞などは排除し、自ら選択出来る情報に移行しています。電波法改正に賛成ですが、一般市民の意見を広く取り入れる媒体が選択出来る様にするべきです。</p> <p>ネットの普及でその事に目覚めた国民は多数います。今までの媒体では通用しないことを知るべきです。</p>	<p>本件は、情報通信審議会からの答申を踏まえて作成した、デジタルMCAシステムの高度化に必要な、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等です。</p>	無